

熊本地震に伴うり災証明書の発行について

町では、被災された皆様の生活再建に向け、公的な支援を受けるために必要な「り災証明書」の受付業務を震災直後から行っています。一方、地震保険の請求などに必要な人に対し、被災証明書の発行も行っています。

しかし、発災当初における職員の説明のすれ違いや、国による支援制度の拡大があり、「被災証明書」だけでなく「り災証明書」の取得が必要な人がまだまだいる状況です。

申請の対象で、手続きがまだの人は申請手続きをお願いします。

納屋 り災

納屋などの「り災証明書」の発行について

●問い合わせ 役場環境保全課 環境保全係 ☎096(293)3113

地震により被災した納屋などを町に申請をして解体を行う場合は「り災証明書」が必要です。り災証明書が必要な際は、次の点に気をつけてください。

●申請方法

り災証明交付申請書に必要事項を記入し、以下のものを添付して、窓口にて申請してください(郵送・電話・メールなどでの申請受付は行っていません)。

◇申請時に必要なもの

- ・印かん
- ・被災状況の分かる写真

●対象の建築物 納屋、倉庫など

●受付開始 6月8日(水)

●受付場所 町民交流施設オークスプラザ・1階

●受付日時 午前8時30分～午後5時15分

企業 り災

中小企業向け「り災証明書」の発行について

●問い合わせ 役場商業観光課 商業観光係 ☎096(293)3115

地震により被災した中小企業に対する支援制度(熊本県による融資制度、信用保証協会制度、日本政策金融公庫や金融機関などからの借入など)を活用するために必要な「り災証明書」を発行しますので、希望の場合は申請をお願いします。申請の際は、次の点に気をつけてください。

●申請方法

り災証明交付申請書に必要事項を記入し、以下のものを添付して、窓口もしくは郵送にて申請してください(電話・メールなどでの申請受付は行っていません)。

- ・り災証明交付申請書(中小企業向け)
- ・被災状況の分かる写真

※り災証明申請書(中小企業向け)様式は、商業観光課窓口・町ホームページにあります。

※中小企業向けり災証明書には、建物の全壊、半壊などの被害状況の記載はありません。

●受付場所 役場商業観光課(生涯学習センター2階 大会議室)

●受付日時 平日(月～金)午前8時30分～午後5時15分まで(祝日は除く)

●郵送先 〒869-1234 熊本県菊池郡大津町引水62

大津町生涯学習センター内 商業観光課宛

復旧に向けた手続き このたびの地震で被害があった皆さんへの支援制度の案内です。

被災された皆様に謹んでお見舞い申し上げます。

被災後の復旧への手続き、被災された皆様への支援があります。該当する項目を確認していただき、必要な手続きをお願いします。

証明書

住家の「り災証明書」発行について

●問い合わせ 役場総務課 地域安全係 ☎096(293)3111

り災証明書とは、地震水害等の自然災害により被害のあった住家などに対し、そのり災状況について調査・確認のうえ、被害程度を証明するものです。り災証明書は、生活再建支援制度の申請、各種支援制度の利用の際や、各種保険会社への提出に必要な場合があります。ご希望の場合は申請をお願いします。

●対象の建築物

- ①住家 居住用家屋、下宿、寮、アパートなど ※別荘は非住家となります。
例)専用住宅、店舗併用住宅など
- ②非住家 各種支援制度の利用のために必要が認められるもの。
税の減免など各種公的支援制度の利用があるもの。
例)別荘など

●対象者

- ①り災物件の所有者(納税義務者・相続権者を含む)
 - ②り災物件の居住者
 - ③り災物件の使用人
- ※代理人による申請の場合は、必ず委任状を添付してください。

●申請方法

り災証明交付申請書に必要事項を記入し、以下のものを添付して、窓口もしくは郵送にて申請してください。(電話・メールなどでの受付は行っていません)。

◇申請時に必要なもの

- ①本人確認用書類(免許証・保険証など)
- ②被災状況がわかる写真(全体写真・被災箇所写真)
- ③印かん(認印可)

◇受付場所 町民交流施設南側駐車場内テント(6月末まで)、総務課窓口(7月から)

◇受付日時 午前8時30分～午後5時15分(6月末までは土・日・祝も受付可能)

◇郵送先 〒869-1292 熊本県菊池郡大津町大津1233 大津町役場 総務課宛

●住家の「り災証明書」申請後の手続き

- 【① 家屋被害調査】 調査が終わった人には調査済の紙をお渡しします。
- 【② 損壊判定】 国基準の判定方法で「損壊判定・証明書発行作業」を行います。
- 【③ 交付通知発送】 証明書の発行準備ができた人から順次、通知書を郵送します。
- 【④ 証明書受け取り】 交付通知が届いた人は、通知書に記載の必要書類をお持ちください。
- 【⑤ 各種手続き】 り災証明書記載の「り災区分」の4項目(全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊)により申請可能な手続きができます。